話し合いおこそう

CO闘争ヤマ場に

あくまで責任追及を

創ろう組織と運動

CO闘争はいよいよ七級認定闘争のヤマ場をむかえた。三池労組は二月以来三川十一分会（CO患者で職場復帰者）と各職場の交流、主婦会、CO家族会による各地域交流会などで交流をふかめ、外部に対しては宣伝キャラバン隊を送るなど闘いを組み上げてきた。さらに三月十六日には正式に対会社要求をまとめ（本紙二月十六日号参照）このほど会社へ提出した。四月に予定されている七級認定へむけて自治体、監督署、基準局への抗議要請行動も三月二十八日から予定されている。闘いをさらに進めよう。

闘いのひろがり

昭和四十三年から始まった「CO患者、遺族を守る会」運動は、いまや三池労組員とその家族以外に全国各地で二千五百名（三月十五日現在）の会員を擁するようになった。

社青同の青年たちや、今年で七回をむかえた「三池をまなぶ会」参加者、三池労組出身者、あるいは各地で反合理化闘争の前進のために闘いつづけている仲間たちによるこの尊い成果は、なによりもCO闘争が資本の合理化の犠牲に対する責任追及という面をもちえているからこそひろがっているのであろう。

万博景気でうかれるこの社会の底に、CO患者と同じ状況におかれた労働者がいかに多いかの証明でもあるし、昨年の十一・九大集会を契機にはじめられた公害職業病闘争の全国的結集も着々とすすめられている。

七級闘争をむかえて

昭和四十二年のCO法をかちとる闘いを第一段階としてはじめられたCO闘争は、総評、炭労によるあたたかい支援、カンパによって闘いつづけられてきた。

当初からわれわれがかかげてきた要求は、解雇制限、前収補償、完全治療の三原則であった。その前収補償の具体化として今回の七級闘争（障害への補償として平均賃金の百日分を年金として支給させる）がある。これはCO法制定当時の大臣答弁を具体化させる闘いではあるが、われわれはCO中毒にかかった仲間たちに政府がわずかばかりの年金を支払うだけでよいとは思わない。これはあくまでも三井によって働けなくされた仲間であるから、当然三井に対して、あくまでも解雇制限、職場造成の要求を強化するとともに、かちとっていくべきものである。

われわれは、会社が「政府が補償すべきことで、われわれは知らない」という態度をとることを絶対にゆるさない。

すべての闘いを！

長期給付になった仲間たち二十六名（三池労組十一名）を解雇しないと約束された期間（三年間）は本年で終了するし、また、狂気のごとく会社がすすめている合理化の中で、坑外に復帰した仲間たちの「CO患者としての取り扱い（それもまことに不十分）」も打ち切る時期を会社はねらっているといえる。

七級闘争のウラでこのような事態の進行を許さず、あくまでも三井の責任を追及するために直ちに討議と行動をおこそう。

各地で根づく守る会運動

「たいまつ」を発行

一月から、神戸CO守る会

ついに二千五百名（三池労組をのぞく）をこえた「CO患者、遺族を守る会」は全国的につぎつぎと運動を根づかせはじめている。三池労組の本部には連日のように全国のどこからか便りがまいこんでいる。

とくに、神戸CO患者を守る会は清田移さん（三川停年退職者）を責任者として去る一月十八日に機関紙「たいまつ」第一号を発行した。

神戸守る会は昨年十月十五日に発足し、昨年の十一月八日には「三池大爆発六周年集会」をひらき、青年を中心に百名の人々を結集した。

「たいまつ」一号によると神戸守る会は

一、CO患者と遺族の生活補償
一、CO患者の完全治療
一、CO患者を解雇するな
一、三井と政府は責任とれ
一、合理化反対

を闘いの目標にかかげている。

「たいまつ」の名前の由来について、同紙の「私のたいまつ①」によると

「聖火が多くの人に見守られリレーされ、開催地に向かうように、三池でともされた生命と健康を守る闘いのあのたくましい〝たいまつ〟を神戸にもともされた。この〝たいまつ〟を今度は一人ひとりの心にともす運動をおこし、労働災害、公害を絶滅さすために互いが手をとり合おう」（川造・やまもと）とのべている。健闘をいのらずにはいられない。

なお、この機関紙とともに二十三名分の会費がおくられた。（神戸CO守る会はつぎの通り、神戸市灘区深田町四丁目一の二五 鍋島浩一様気付）

ガリ新聞でよびかけ

大阪でも、大正地区労

大阪の総評大正地区協議会はガリ新聞「夕刊大正」を発行しているが、その第八号、三月五日付で労災問題をとりあげ、「みいけ」三月一日号にのせられたCO問題の記事を複写して、三池CO患者を守る会への入会とヨーカン購入をよびかけた。

提　言

長期抵抗路線をみつめ直そう

―福利闘争のなかから―

臼井地域　Y・K生

私たちは二月十七日に全体で討議、集約決定した福利闘争を中心に、現在具体的な闘いに入っているわけですが、臼井地域分会の場合残念ながらこれといって具体的闘いになっていないのが現状であります。私も役員の一員として強く反省するとともに、あえて問題点を提起し皆さんのご意見をきかせてもらいたいと思います。

信頼は集中しているか？

まず、私たちが運動を進めるとき一番必要なことは、六十二年以来階級闘争の原則、戦略、戦術として決定し、現在も闘いつづけている長期抵抗統一路線であります。その中の地域分会として必要な部分をとりあげてみますと、

第一に、大衆闘争の原則である役員と分会員の伝達関係は充実しているか。（この場合、伝達とはただ単に連絡や機関紙、ビラ配布などがスムースにいっているとかいうことではないことはいうまでもありません）また、大衆の信頼が指導部（役員）に集中しているかということを考えてみますと、残念ながら現在役員全体の意志統一の場さえ確立していないのではないでしょうか。これでは指導性の発揮も困難です。役員の中に三交替の人もいることもあって、全員が集まりにくい点もありますが運動を進めるための指導と具体的方針を提起する義務がある以上、役員全体の指導性の確立は絶対必要なことであると思います。

第二に、味方の志気は旺盛であるかということです。私たちは現在低賃金で働かされ、現在の賃金では家族さえ養えず、主婦も仕事に行っている関係上帰りもおそく疲れあって会議、集会にも集まりが少なくなってきています。これも残念ながら旺盛とはいえません。早急に何らかの対策が必要であると思います。私たちは生活におわれているから仕方がないでは前進がありません。困難な面があっても全体で討議をまきおこし、みんなで結論を出し定期的会議、集会を確立すべきだと思います。

そのほかにもありますが、まず以上のことを今回の福利闘争を通じて地域分会、主婦会ともに、それぞれに基本的な構えを持続的に実施することにより、地域分会活動の基礎を再確立すべきであると思います。

風雨にたえる家をつくるには

今回、私たちが要求して闘っています九十数項目の要求、その他地域要求の福利闘争は、当然すぎる要求でありましょうが、私たち自身が行動し、横にひろげ、一人でも多く組織する以外は実現は困難であります。ある人はいいます「そげん一ぺんに要求したっちゃ取るるもんかん」と。なるほどそうかもしれません。むしろ引き下げられるでしょう。

私は要求が取れるか取れないかよりも、自分自身が、そして皆ががこの運動を通じて労働者としての自覚、人間としての権利、市民としての権利意識をどれだけ自覚しうるか、また組織的に一般市民の皆さん、あるいは新労組の皆さんに訴え、共感を得て、ともに要求し行動する「力」をつくり上げ得るかが、むしろ重要であると思います。新労組幹部は先行妥結しましたが、私たちの要求は新労組の組合員の皆さんもよくなることである以上、今回の先行妥結に不満をもっている人もいっぱいいると思います。

私たちは校区あるいは地域で具体的な要求と行動を拡大していき一年、二年、そして三年と長期に構えて組織し、行動を拡大していく事こそ重要であると思います。そのことが、要求を獲得することになり、春闘における大幅賃上げにつながり、また、今後の政治活動、CO闘争、守る会結成、その他すべての運動を大きく前進させることになると思います。

基礎がしっかりしていなければ雨風にたえて長持ちする立派な家はできないと思います。皆さんのご意見をお聞かせ下さい。

（この文章は、三月十二日発行の臼井地域新聞「うすい」にのせられた〝福利闘争に思う〟より転載しました）

この火を全国に拡げよう

命を守ろう！

〝11・8三池大爆発六周年集会 百名の若い仲間が結集す！〟

―守る会に加入しよう―

たいまつ

発行 神戸CO患者を守る会

発刊された「たいまつ」一号

【資　料】

CO患者の現状について（1）

一、長期傷病給付者は二十六人ですが、三池労組関係は十一人でつぎの方々です。

熊大病院＝宮嶋重信さん、受川孝さん、西田学さん、浜田宇吉さん
九大病院＝清水正重さん
久留米大病院＝後藤弘さん、甲斐田親さん
労災病院＝塚本正勝さん、中野正道さん
三池保養院＝隈政市さん
山鹿光明さん

この人々について昭和四十三年一月二十一日協定で当分の間（三年）解雇しないとなっていたがその三年が本年で終了するのでこれを延長させなければなりません。

二、CO患者としては「治った」とされ、職場復帰を余儀なくされた人の中で、再び病状が悪化し入院治療をした方々はつぎのとおりです。

斉藤被懇さん、米田政男さん、藤岡隆盛さん、稲田末男さん、楠田栄作さん、川口幸太郎さん、前田秀雄さん、古賀政明さん、古庄鉄男さん、森洋一さん（以上曜病院）、大石清さん（天領病院）、吉田義彦さん（不知火保養院）、酒井繁富さん（玉名保養院）

これらの人々は、CO中毒がいかにおそろしく、政府の一方的認定がいかにまちがっているかを示したものです。今後休業療養を必要とされる者については出勤扱いとして賃金補償を要求していきます。

三、CO中毒患者のなかで労災打ち切り以後死亡された方々はつぎのとおりです。一度会社の保安サボのためにCOガスを吸わされた人は、だれでもこのような運命に見舞われないとはいえません。

たとえば、故下河竹次さんは昭三十九年（被災後三カ月）から舌ガンが発見され治療しましたが、会社の保健係はそれを私傷で処理するというデタラメぶりを発揮しています。

松本常男さん（肝臓ガン、昭和四十一年十二月七日死）
松永義登さん（交通事故、昭和四十二年二月二日死亡）
水谷種重さん（胃ガン、昭和四十二年十月三日死亡）
片山福太郎さん（胃ガン、昭和四十三年三月十九日死）
江崎　豊さん（肝臓ガン、昭和四十三年五月十四日死）
大坪一郎さん（身体疲労蓄積による窒息死、昭和四十三年十一月九日死亡。但し大坪さんは昭和四十二年九月二十八日の三川鉱坑内火災によるCO患者）
下河竹次さん（解剖結果を糾明中。昭和四十四年四月二十一日死亡）
西本正人さん（解剖結果を糾明中。昭和四十四年六月二十四日死亡）